

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 361 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 362 号）に示すとおりです。

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和元年度 県営農村地域防災減災事業 香坂ダム地区
ダム監視システム改修工事
- (2) 工事箇所名 佐久市香坂ほか
- (3) 工事の目的

本工事は、供用開始後 40 年以上が経過したダム監視システム等について最新の基準や技術を踏まえた更新を行い、迅速で正確なダム監視に係る情報収集・提供が可能となるシステムを構築することを目的とする。

(4) 工事内容

ア 工事内容は、次のとおりとする。

本工事は、香坂ダムの雨量・水位等のテレメータ監視と、監視カメラ等によるダム全般の監視システム等の構築と整備を行うもので、工事及び業務範囲は、次に示すとおりである。

なお、当初契約時に示された仕様を発注者との協議により変更する場合において、基準等の変更など予期しえないもの以外については、数量に変更があっても契約金額は変更しない。

(ア) ダム管理用設備の基本計画の検討・調査

既存のダム管理用設備を把握した上で、別紙 1 「現行設備の問題点と検討事項」に記載の項目に対して具体的な対策を明示すること。

- (イ) システム設計
- (ウ) システム整備工事
- (エ) 各種試験の実施と試験成績書作成
- (オ) 関係機関への許可・届出（工事に必要な許可等含む）
- (カ) 引き渡し時の取扱指導等
- (キ) 不要となる現行施設・設備の撤去・処分
- (ク) その他、発注者、監督員等から指示のある関連事項

イ 更新対象設備の詳細は、次の図書に示すものとする。

- (ア) 関係位置図（現況）
- (イ) 香坂ダム監視システム構成図（現状）
- (ウ) 現況施設一般図（香坂ダム管理事務所 案内図・配置図・平面図・立面図）
- (エ) 別紙 1 「現行設備の問題点と検討事項」
- (オ) 別紙 2 「特記仕様書（設計施工編）」

(5) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
システムの信頼性・安定性	・暴風雨、地震、雷等の災害時に強い性能。災害時等でも安定した運用が図られる対策。 ・操作性の容易さ。情報収集、情報発信における業務の効率化。応答性・信頼性が優れていること。 ・情報漏洩の防止など機密性の確保の対策。
ランニングコスト	・電気代、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたランニングコスト。
メンテナンスの対応	・修理部品の長期間保証。 ・設備の長寿命化対策。
故障時の緊急対応	・緊急時に早急な対応ができる支援体制。 ・故障時の受付対応、障害時の復旧速度。
システム機能の充実	・現設備の課題（別紙1）「現行設備の問題点と検討事項」を整理し、これを解決し、システムの充実に図るための具体的対策

(6) 履行期限 令和3年5月31日まで（債務負担行為設定済）

(7) 工事实施上の要件

ア 既存施設に係る資料は、貸与する。

イ 本工事における保証期間は、現場引き渡しから起算して2年間とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、10年間とする。

ウ 本工事において適用する規格等は、別紙2特記仕様書に記載のとおりとし、最新版を使用すること。

エ 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については、協議により決定する。

オ 本工事完了に伴い、工事に係る完成図書（図面、仕様書）のほか、別紙2特記仕様書1～5の提出書類によるものとする。

カ 管理用図書として、発注者が定める「ダム設備台帳」を整備し、今後の保守点検の履歴を記録できるようにする。

(8) 工事予算額 概ね 210,000 千円

(9) 支払い条件

支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、次のとおり予定している。

令和元年度 30,000 千円

令和2年度 60,000 千円

令和3年度 120,000 千円

ただし、予算その他の都合により、支払限度額を変更することがある。

なお、令和元年度においては、1の(4)の(ア)及び(イ)について成果を収め、出来形検査を受けて支払いを受けるものとする。

(10) その他

現行システムの関係図書、既存機器状況など発注者又は佐久市が所有している資料（点検報告書）は、長野県佐久地域振興局農地整備課において閲覧できる。その場合、3の(4)に記載の担当者に連絡の上来庁すること。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 電気通信工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が820点以上であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種又は類似の工事の実績を有すること。
洪水調節機能を有するダムのダム管理制御処理システム（ダム監視システム含む）の新設又は更新工事の実績を有していること。「同種又は類似の工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 16 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する。
- (13) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
オ 事業協同組合とその構成員
- (15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の様式
様式 2 号による。
- (2) 参加要件資料の様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 業種及びその他許可状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店又は営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種又は類似工事の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

(イ) 公共機関等から発注された工事を元請けし、平成16年4月1日から揭示日の前日までに完了した工事が該当する。

(エ) 「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該工事の実施体制

(ア) 配置を予定する主任(監理)技術者の資格、経歴等を記載すること。

(イ) 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成16年4月1日から揭示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 発注機関・問い合わせ先

〒385-8533 長野県佐久市跡部65-1

長野県佐久地域振興局 農地整備課 水利防災係

担当 清原雅浩、原田佳幸

電話 0267-63-3118 (直通)

ファクシミリ 0267-63-3894

電子メール sakuchi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(5) 既存施設の現場確認

現行システムの設置状況については、次のとおり現地説明会を開催します。

参加希望者は、3の(4)の問い合わせ先に、令和元年8月26日(月)午後5時までに連絡(ファクシミリ又は電子メール)の上参加してください。ただし、会場の都合により、参加者は1社当たり2名以内とします。なお、ファクシミリ又は電子メールが到達したことを、電話で3の(4)の担当者に確認してください。

ア 香坂ダム管理事務所

(ア) 日時：令和元年8月28日(水)午後1時30分から 30分程度

(イ) 場所：香坂ダム管理事務所 長野県佐久市香坂字西石原坂1989

10分前までに香坂ダム管理事務所付近に集合してください。

イ 佐久市役所

(ア) 日時：令和元年8月28日(水)午後2時30分から 30分程度

(イ) 場所：佐久市役所 長野県佐久市中込3056

香坂ダムから移動し、2時30分までに佐久市役所市民ホールに集合してください

※上記ア及びイの現場確認後、質問がある場合は、4の(4)に記載のとおりとします。

(時間の都合により、当日の質問受付はありません。)

(6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和元年8月30日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3の(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(8) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書の提出及び選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 (会社)	・入札参加資格 ・資格総合点数 ・特定建設業許可	・求める業種の入札参加資格を有しているか ・資格総合点数は要件を満たしているか ・特定建設業の許可を有しているか
2 営業所の所在地	なし	なし
3 同種又は類似の工 事の実績(会社)	・同種又は類似工事の内容	・当該工事の内容に近い工事の実績があるか
4 配置予定の技術者	・主任(監理)技術者の状況	・建設業法において、必要とされる資格を有しているか
5 県工事の契約実績	なし	なし

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県佐久地域振興局長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県佐久地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3の(4)に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(休日を含めない。)

(ウ) 受付方法 原則としてファクシミリ(回答を受ける担当者名、電話番号及びファクシミリ番号を併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリによる。

(9) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の様式

様式7号による。

(2) 技術資料の様式

様式8号による。

なお、技術提案における「ランニングコスト」の費用については、「別添様式ランニングコスト算出表」によるものとします。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

主な工事経歴は、掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成16年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務) また、「同種又は類似工事」は、平成16年4月1日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象として記載すること。

イ 技術提案

求められた技術提案について、簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な工事経歴、同種又は類似工事の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 工事に係る費用とその内訳

- ・様式は自由とする。
- ・必要な内訳についての詳細提示を求めることがある。
- ・費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格については、これを使用する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3の(4)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和元年9月3日(火)まで

(受付時間は、午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 ファクシリ又は電子メール等とします。

エ 回答方法

(ア) 技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはファクシリ又は電子メールにより回答します。

(イ) 発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表します(最終回答日は令和元年9月5日(木))。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和元年9月10日(火)

(提出時間は、午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3の(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和元年9月19日(木) (変更の場合があります。)
- イ 場所 〒380-0838 長野市大字南長野字宮東 452 番地の 1
長野県土地改良会館 別館 3 階
- ウ 時間 各者 30 分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります。)
質疑に対する回答は、提出した技術提案書の内容と異なってはなりません。失格となる場合があるので注意してください。
- エ その他 ヒアリング用要約版資料 (書式自由) を 10 部用意し、当日持参してください。
ヒアリング時間内に説明可能な内容とし、プロジェクター等を使用したい場合は、事前に 3 の (4) に問い合わせ、調整してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表 (様式 9-1) は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は、特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の 6 割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の 6 割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (10 点)	主任 (監理) 技術者 (10 点)	資格	以下のいずれかの資格を保有しているか ・技術士 電気電子部門 ・技術士 総合技術監理部門 (電気電子)
		主任技術者の経歴	—
	現場代理人 担当技術者 (一点)	資格	—
		経歴及び同種・類似工事の実績	—
費用 (15 点)	費用の妥当性		価格点 = 配点 x 最低価格 / 提案価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]
技術提案の内容 (70 点)	システムの信頼性・安定性		・暴風雨、地震等の災害時の影響が少ない、あるいは対策が講じられているか。 ・操作性が容易で、情報収集、情報発信における業務の効率化が図られており、応答性・信頼性に優れているか。 ・情報漏洩の防止など機密性の確保に優れているか。
	ランニングコスト		・電気代、通信費用、保守点検費用、及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたランニングコストが明確であり、かつ安価であるか
	メンテナンスの対応		・部品ストックの保証が 10 年以上あるか ・設備の長寿命化に十分配慮されているか
	故障時の緊急対応		・メンテナンスを行う拠点から 1 時間以内に当該ダムへ到着できるか ・故障時の受付が休日も含めて 24 時間可能であるか ・障害時の復旧が早い
	システム機能の充実		・現設備の課題 (別紙 1) 「現行設備の問題点と検討事項」を整理し、これを解決し、システムの充実を図るための具体的な提案があるか

技術提案の内容 と施工の整合性 (5点)		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容が十分検討され、発注者側の意図を最もよく理解している ・提案された内容の施工の確実性が最も高い
評価点の合計果(100点)		

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県佐久地域振興局長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県佐久地域振興局長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県佐久地域振興局長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3の(4)に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 ファクシミリ又は電子メール等とします。

なお、到達したことを電話で3の(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 原則としてファクシミリとします。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号）による

(2) 関連情報を入手するための窓口

3の(4)に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。